

令和5年11月15日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和5年11月15日 諮問第31号)

[広帯域無線LAN (IEEE 802.11be) の導入等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(石黒課長補佐、横出主査)

電話：03-5253-5886

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(広帯域無線 LAN (IEEE 802.11be) の導入等に係る制度整備)

1 諮問の概要

米国電気電子学会 (IEEE) では、IEEE 802.11ax (Wi-Fi 6、6E) の次の無線 LAN 規格となる IEEE 802.11be (Wi-Fi 7) の策定に向けて議論が進んでいる。IEEE 802.11be は、チャンネル帯域幅の広帯域化や周波数利用の効率化を実現し、リアルタイム性が要求される利用シーンへの展開が期待され、国際的に導入の検討が進められている。また、無線 LAN の新たなサービスやイノベーションの創出が期待されることから、国際的な動向に遅れることなく早期に利用可能とするよう我が国の業界から要望が寄せられた。

さらに、6GHz 帯 LPI モード (屋内限定の運用形態) による子局同士の通信は、現状では親局 (アクセスポイント) を経由して通信を行う必要があるところ、子局同士の直接通信の実現により、低送信電力かつ低遅延な通信が可能になることから、導入について業界から要望がなされた。加えて、自動車内における 5.2GHz 帯無線 LAN の利用については、欧州において自動車内に持ち込むことができる端末の技術基準が見直され、スマートフォン等の無線 LAN 機器の設定を変更することなく自動車内に持ち込むことが可能となったことから、日本においても同様の見直しが期待されている。

このような背景を踏まえ、情報通信審議会において審議が行われ、令和 5 年 9 月 12 日 (火) に、情報通信審議会から「広帯域無線 LAN の導入のための技術的条件」及び「無線 LAN システムの高度化利用に係る技術的条件」について一部答申を受けた。

また、訪日外国人観光客等が自ら持ち込む無線設備については、無線設備の利用の円滑化を図るため、持ち込む無線設備が電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合、入国の日から 90 日以内に限って使用可能とされているところ、今後、6GHz 帯を使用する無線機器の持込みが想定されることから、当該制度の対象に 6GHz 帯の無線 LAN を加え、利用の円滑化を図ることが適当である。

これらを踏まえ、広帯域無線 LAN (IEEE 802.11be) 及び 6GHz 帯 LPI 子局間通信の導入、5.2GHz 帯自動車内無線 LAN の見直し並びに海外持込端末の特例に関する規定の整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問する。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・ 広帯域無線 LAN (IEEE802.11be) を導入するため、6GHz 帯を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術基準に係る規定を整備する。
【無線設備規則第 49 条の 20、別表第 2 号及び第 3 号】
- ・ 6GHz 帯 LPI 子局間通信を導入するため、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術基準に係る規定を整備する。
【無線設備規則第 49 条の 20 並びに
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条、別表第 1 号、別表第 2 号及び様式第 7 号】
- ・ 5.2GHz 帯無線 LAN における自動車内利用の利便性向上のため、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術基準に係る規定を整備する。
【無線設備規則第 49 条の 20 及び別表第 3 号並びに特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条】
- ・ 訪日外国人観光客等が自ら持ち込む無線設備の利用の円滑化を図るため、対象となる無線設備について定める規定を整備する。
【電波法施行規則第 6 条の 2 の 3】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集の結果 (関係する案件のみ作成)

本件に係る行政手続法第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続について、令和 5 年 9 月 23 日 (土) から同年 10 月 23 日 (月) までの期間において実施したところ、意見の提出は 14 件あった。

検討の背景

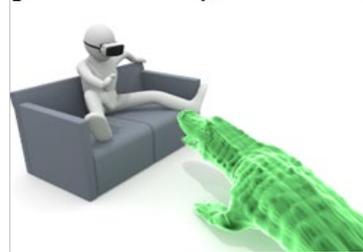
- 現在、モバイル端末を用いた4K等の高精細映像の動画再生や、ウェアラブルデバイス等でのAR/VR技術を活用したサービスの利用が進み、トラフィックが増大している状況。
- 米国電気電子学会(IEEE)では、6GHz帯を含めた次世代の無線LAN規格として、IEEE 802.11be(Wi-Fi 7)の策定に向けて議論が進んでいる。

導入による効果

- 広帯域無線LAN(IEEE 802.11be)では、チャンネル帯域幅の広帯域化、多値化等による高速化に加えて、異なる周波数帯にまたがって柔軟にデータを伝送することで、より確実な通信を確立し、周波数利用の効率化を実現する。
- これらの技術の実現により、従来は難しかった遅延・ジッタ※の削減が見込まれ、AR/VRや没入型のゲーム、産業向けアプリケーションといった、これまで無線LANでは実現が難しかったリアルタイム性が要求される利用シーンへの展開が可能となる。

※ジッタ：信号伝送時間のズレや揺らぎによる映像・音声等の乱れ

AR/VR
(Augmented Reality/Virtual Reality)



eスポーツなど
没入型ゲーム



ロボットアーム制御など
産業用途



想定されるユースケース(例)

このような背景を受け、広帯域無線LAN(IEEE802.11be)の導入等に向けて、情報通信審議会情報通信技術分科会からの技術的条件に係る答申があったので、今般、無線LAN(小電力データ通信システム)の技術基準を見直すこととした。

IEEE802.11beの標準化動向

■ IEEEにおける規格化検討

IEEE 802.11beについて、令和5年1月に最終的な無線規格が規定されたDraftを発行され、これを受けて、各国のメーカーによる製品開発等が進められている。令和6年12月に正式版の仕様を発行予定。

■ Wi-Fi Allianceにおける認定

Wi-Fi Allianceは、令和5年3月に、IEEE 802.11beの規格の相互接続性を認定する「Wi-Fi 7」認定の試験方法等の検討に着手していることを発表。

令和6年初め頃から、無線LAN機器のWi-Fi 7に係る認定手続きが開始される可能性がある。

国・地域	各国の制度化動向
欧州	<ul style="list-style-type: none">160MHz幅チャンネルまで制度化済。320MHz幅チャンネルの使用についてはETSI^(※1)にて検討中。 <p><small>※1 ETSI : European Telecommunications Standards Institute 欧州の電気通信の標準仕様を策定する標準化機関。</small></p>
韓国	<ul style="list-style-type: none">160MHz幅チャンネルまで制度化済。320MHz幅チャンネルの使用について検討中。
オーストラリア ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none">160MHz幅チャンネルまで制度化済。320MHz幅チャンネルの使用については、ETSIの検討状況をフォロー。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none">160MHz幅チャンネルまで制度化済。320MHz幅チャンネルの使用については、ETSIやFCC^(※2)の検討状況をフォロー。 <p><small>※2 FCC : Federal Communication Commission 米国での電気通信・放送分野における規則制定、行政処分の実施を所掌。</small></p>

なお、米国では、令和2年に実施されたIEEE 802.11axでの6GHz帯無線LANの制度化時に、320MHz幅チャンネルまでの利用を含めて制度化済みであり、事実上IEEE 802.11beにおいても320MHz幅チャンネルの使用が可能。

IEEE802.11beの要求条件

Wi-Fi 6E導入時に
6GHz帯へ拡張済

802.11ax
(Wi-Fi 6E)

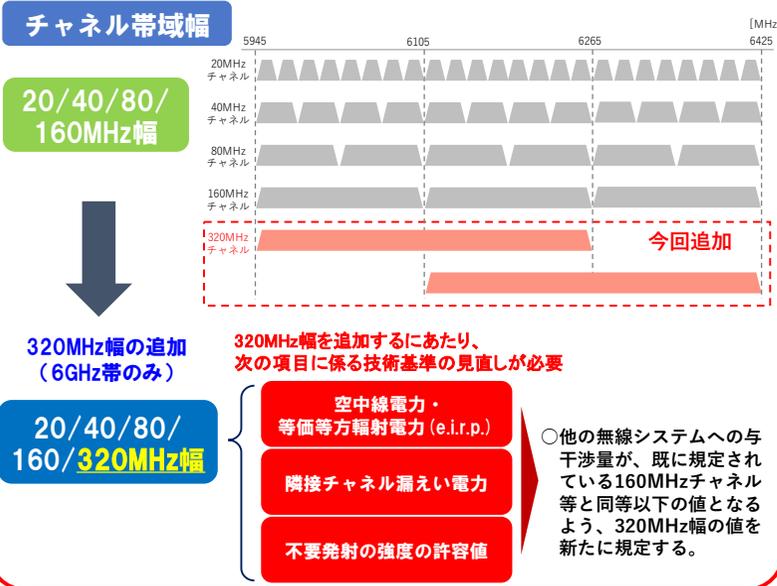
- ・ 2.4GHz帯
- ・ 5GHz帯
- ・ 6GHz帯

||

802.11be
(Wi-Fi 7)

- ・ 2.4GHz帯
- ・ 5GHz帯
- ・ 6GHz帯

技術基準の見直しが必要な項目



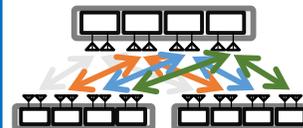
電波の質に影響しない(技術基準の見直しが必要ない)項目
※現行の共用検討の条件の範囲内であることにより、共用可能であるとした。

マルチリンク機能

※異なる周波数帯にまたがって柔軟にデータを伝送することで、より確実な通信を確立する機能

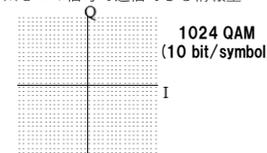
(規定なし)

× (リンク数倍)

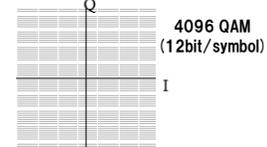


変調多値数

※1つの信号で送信できる情報量



× 1.2倍



その他新たな技術

Preamble Puncturing

※広帯域チャンネルを使用する際、チャンネルの一部の周波数に干渉源が存在する場合に、干渉が発生している一部の帯域を用いないことにより、他の無線通信への干渉を回避しつつ、可能な限り広帯域伝送を確保・実現する技術

MRU*

1024 Aggregation

R-TWT**

EPCs*** Priority Access

※アクセス制御を高度化する11beの技術規定

* MRU: Multiple Resource Unit

** Restricted - Target Wake Time

*** Emergency Preparedness Communication Service

【効果】

- ・ **最大通信速度の高速化**
マルチリンク機能を3リンク (320MHz × 1、160MHz × 2) と想定し、チャンネル帯域幅と変調多値数の効果を合わせた場合、**802.11ax (Wi-Fi 6、6E) の約4.8倍の伝送レート46Gbpsを達成**できる。
- ・ **遅延・ジッタの削減**
マルチリンク機能は、並列伝送できることに加え、通信状況のよい無線リンクにトラフィックを柔軟に振り替えることができるため、再送を削減し、遅延及びその遅延広がりであるジッタを抑えられる。

IEEE802.11beの実現に必要な技術基準の項目

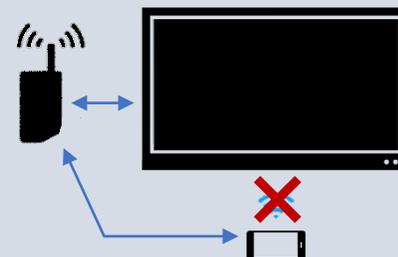
- 2.4GHz帯及び5GHzは、現行の技術基準に変更なし。
- 6GHz帯は、320MHz幅システムの技術基準を次のとおり改正する必要がある。

占有周波数帯幅	伝送速度	占有周波数帯幅の許容値	1MHzの帯域幅における平均電力	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 (e.i.r.p.)		隣接チャネル漏えい電力
				LPIモード	VLPモード	
20MHz以下の場合	20Mbps以上	20MHz	10mW以下	10mW以下	1.25mW以下	搬送波の周波数から20MHz及び40MHz離れた周波数の±10MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB及び40dB以上低い値
20MHzを超え40MHz以下	40Mbps以上	40MHz	5mW以下	5mW以下	0.625mW以下	搬送波の周波数から40MHz及び80MHz離れた周波数の±20MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB及び40dB以上低い値
40MHzを超え80MHz以下	80Mbps以上	80MHz	2.5mW以下	2.5mW以下	0.3125mW以下	搬送波の周波数から80MHz及び160MHz離れた周波数の±40MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB及び40dB以上低い値
80MHzを超え160MHz以下	160Mbps以上	160MHz	1.25mW以下	1.25mW以下	0.15625mW以下	搬送波の周波数から160MHz及び320MHz離れた周波数の±80MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB及び40dB以上低い値
160MHzを超え320MHz以下	320Mbps以上	320MHz	0.625mW以下	0.625mW以下	0.078125mW以下	搬送波の周波数から320MHz離れた周波数の±160MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より25dB以上低い値

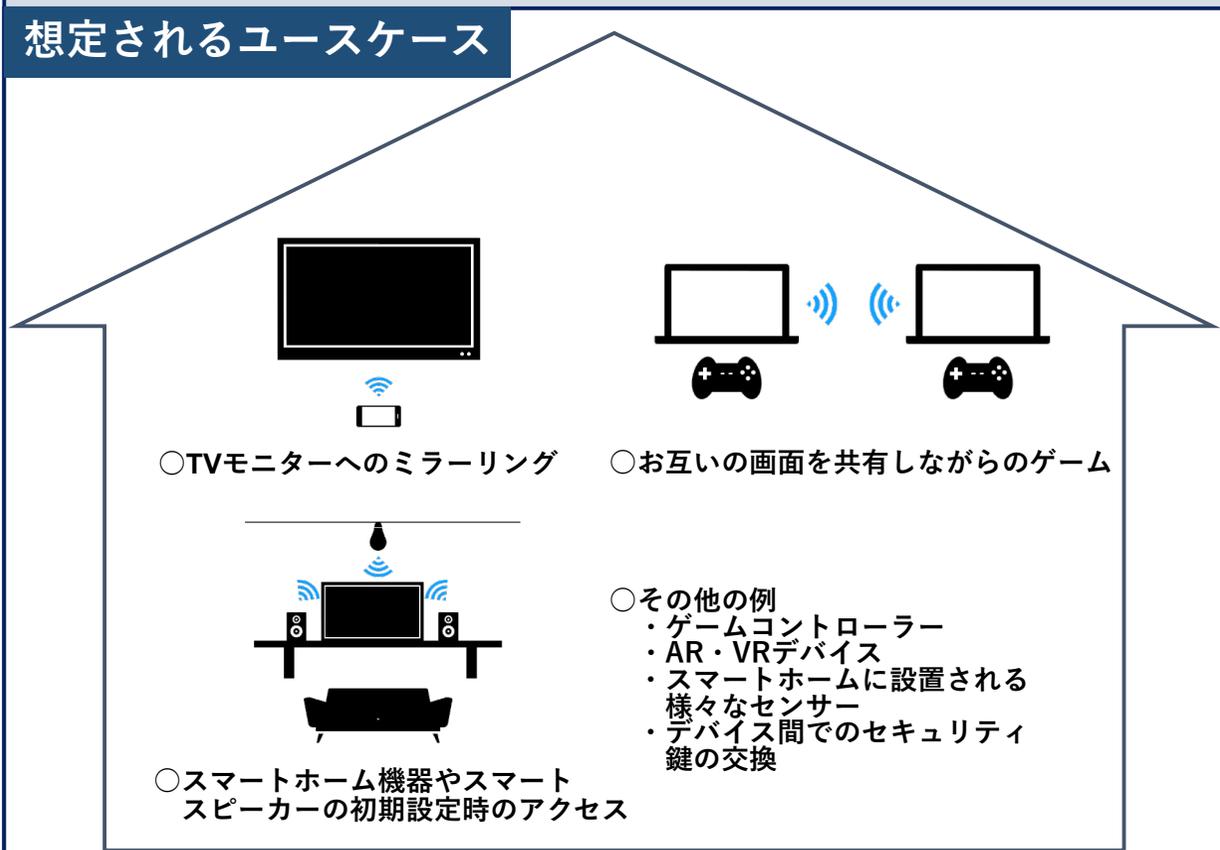
占有周波数帯幅	基本周波数	LPIモード		VLPモード	
		周波数帯	1MHzの帯域幅における不要発射のe.i.r.p.及び強度の許容値	周波数帯	1MHzの帯域幅における不要発射のe.i.r.p.及び強度の許容値
20MHz以下の場合	5955MHz	5925MHz以下	2μW以下	5925MHz以下	0.2μW以下
	6415MHz	6425MHz以上6435.9MHz未満	50μW以下	6425MHz以上6425.5MHz未満	50μW以下
		6435.9MHz以上	12.5μW以下	6425.5MHz以上	12.5μW以下
20MHzを超え40MHz以下	5965MHz	5925MHz以下	2μW以下	5925MHz以下	0.2μW以下
	6405MHz	6425MHz以上6440.1MHz未満	50μW以下	6425MHz以上6425.4MHz未満	50μW以下
		6440.1MHz以上	12.5μW以下	6425.4MHz以上	12.5μW以下
40MHzを超え80MHz以下	5985MHz	5925MHz以下	2μW以下	5925MHz以下	0.2μW以下
	6385MHz	6425MHz以上6440.4MHz未満	50μW以下	6425MHz以上6425.2MHz未満	50μW以下
		6440.4MHz以上	12.5μW以下	6425.2MHz以上	12.5μW以下
80MHzを超え160MHz以下	6025MHz	5925MHz以下	2μW以下	5925MHz以下	0.2μW以下
	6345MHz	6425MHz以上6425.5MHz未満	50μW以下	6425MHz以上6425.1MHz未満	50μW以下
		6425.5MHz以上	12.5μW以下	6425.1MHz以上	12.5μW以下
160MHzを超え320MHz以下	6105MHz	5925MHz以下	2μW以下	5925MHz以下	0.2μW以下
	6265MHz	6425MHz以上6425.7MHz未満	50μW以下	6425MHz以上	12.5μW以下
		6425.7MHz以上	12.5μW以下		

検討の背景

- 現行の制度において、6GHz帯LPIモードの子局は、親局からの送信電力を含めた制御のもとで運用することが求められており、また、LPI子局同士が通信する場合は、親局となるアクセスポイントを経由して通信を行う必要があるところ、無線LAN関係事業者から、LPI子局間通信の導入について要望があった。
- 子局間通信の場合、低遅延な通信が実現可能となることから、テレビモニターへのミラーリング等、屋内の環境で端末のみで構成された子局間の通信が適切であるユースケースが想定される。



想定されるユースケース



	LPIモード (Low Power Indoor)	VLPモード (Very Low Power)
運用	屋内限定で運用するよう設計した親局及びその親局に接続して動作する子局との間で運用される。	送信電力を小さくすることで端末の運用場所、実装形態に制限がないモードで、送信電力や周波数を制御する親局及びその親局に接続して動作する子局との間で運用される。
使用可能箇所	屋内のみ	屋内及び屋外
周波数の使用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・最大e.i.r.p.200mW相当 ・空中線形を除く高周波数部及び変調部は、容易に開けることができないこと。 ・当該無線設備の送信は、屋内においてのみ可能である旨表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大e.i.r.p.25mW相当 ・空中線形を除く高周波数部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
(親局)	<ul style="list-style-type: none"> ・空中線は容易に取り外せない構造であって、筐体外部に当該空中線以外の空中線を接続できる機能を有しないこと。 ・屋外での使用を目的とした耐候性を有しないこと。 ・筐体外部の交流電源からケーブルを介して供給される電力によってのみ動作すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空中線が容易に取り外せない構造であって、筐体外部に当該空中線以外の空中線を接続できる機能を有しないこと。

LPI子局間通信の共用検討と技術基準

必要な条件

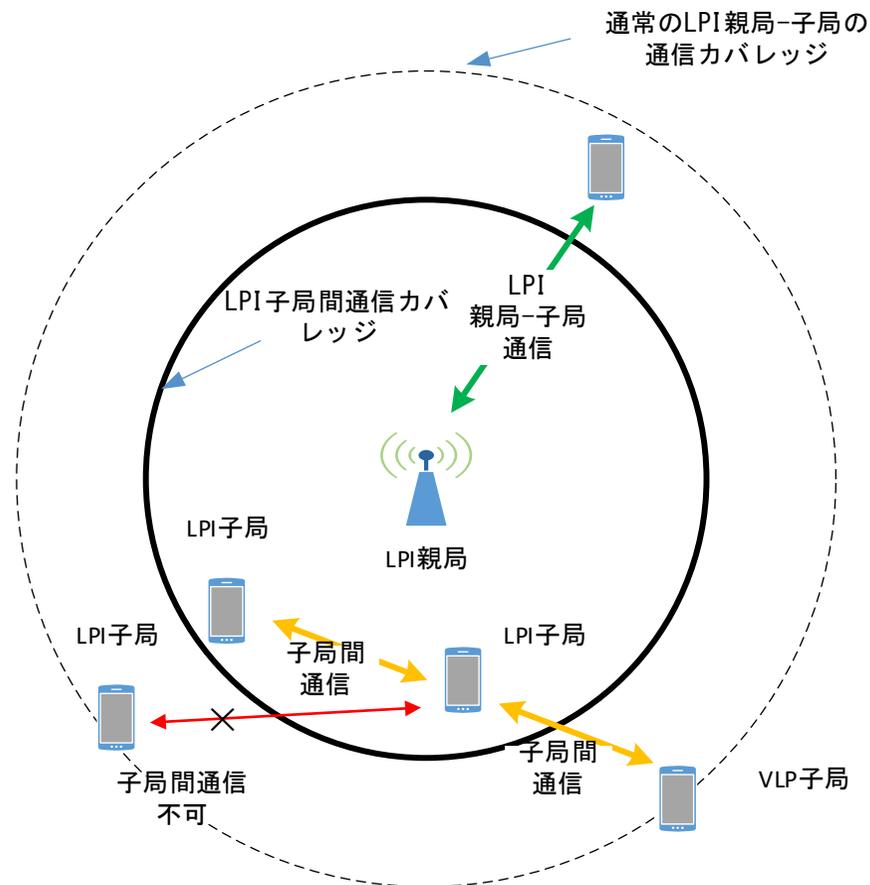
- LPIモードにおける子局間通信は、屋内のみで利用されるよう、親局からの信号強度が閾値を超えている場合（子局が親局の制御下で運用されている場合）にのみ、他の子局との直接通信を行うことが出来るようになる必要がある。
- 子局が移動し親局の制御下から外れた場合を考慮し、信号強度の確認は定期的に行われる必要がある。

周波数共用検討

- 無線LANの親局の最大カバレッジの範囲内で実施されるLPI/VLPモードの通信については、既に周波数の共用条件について検討済（令和4年の6GHz帯無線LANの導入時）。従って、親局と子局間の通信、子局同士の通信の別によらず、上記範囲内で実施されるLPI/VLPモードの通信であれば、新たな共用検討は不要である。

技術基準

- LPIモードの子局間通信を行う場合にあっては、広帯域無線LANの導入のための技術的条件に加え、次の技術的条件を追加することが適当である。
 - 標準既定の最も低い符号化レートを復調する信号強度を基準とし、子局間通信が運用可能となるLPI親局の信号強度の閾値は-95 dBm/MHzとする。
 - LPI親局カバレッジ外で通信が継続してしまうリスクおよび端末運用へのインパクトを最小限にすることを考慮し、子局間通信を運用中のLPIモードの親局の信号強度の確認頻度は、少なくとも4秒に1回とする。



5.2GHz帯自動車内無線LANシステムの見直しについて

検討の背景

- 自動車内無線LANシステムについては、2.4GHz帯に加え、WRC-19(令和元年開催)において5.2GHz帯をe.i.r.p. 40mWを上限として運用可能とすることが決議されたことを踏まえ、我が国では令和4年9月に同条件で自動車内利用を可能とする制度を公布施行したところ。
- 一方、スマートフォン等の無線LAN機器の多くは、e.i.r.p. 200mWを上限として運用されていることから、令和4年に欧州においてECC Decision(04)08が改定され、自動車内に持ち込まれる無線LAN機器は、上限を200mWまで引き上げられた。
- 欧州における見直しを受けて日本国内においても、業界などから同様の見直しの要望があり、5.2GHz帯自動車内無線LANシステムについて、あらためて技術的条件の検討が情報通信審議会で行われ、本年9月に答申された。

周波数共用検討

- 5.2GHz自動車内無線LAN導入時の検討を元に、共用検討モデルのパラメータの変更等により再検証を行った。併せて、技術計算等の評価により、5.2GHz帯を使用する移動衛星システム及び隣接する5.3GHz帯を使用する気象レーダー、地球探査衛星等の他の無線システムへの干渉が許容範囲内であることから共用が可能であることを確認した。

見直しの内容

5.2GHz帯自動車内無線LANのうち、自動車内に持ち込まれる子局の技術基準は、次のとおりとする。

- 主な技術基準（赤字が本検討により見直した箇所）

周波数帯	自動車内に設置する親局（従来通り）	自動車内に持ち込まれる子局（見直し対象）
使用周波数帯	5150～5250MHz	5150～5250MHz
占有周波数帯幅 （システム区分）	20/40/80MHz	20/40/80MHz
空中線電力（平均電力）	40mW	40mW → 200mW
最大e.i.r.p.値	40mW	40mW → 200mW
使用・運用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車室内での使用に限る旨を無線設備の見やすい箇所に表示すること。 ・ 自動車の室内に固定設置されるか又は自動車の電源から動作電圧を供給されるものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車内に設置される5.2GHz帯自動車内無線LANシステムの無線局から制御を受けて通信すること。

海外持込み端末の特例の見直しについて

検討の背景

- 電波の利用における混信等を防止するため、無線設備は電波法に定める技術基準に適合する必要がある。
- 訪日外国人観光客等が自ら持ち込む無線設備については、無線設備の利用の円滑化を図るため、電波法第4条の2第1項の規定に基づき、持ち込む無線設備が電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合、入国の日から90日以内に限り使用可能とされている。
- 対象となる無線設備は、2.4GHz帯及び5GHz帯（5GHz帯は子局のみ）の無線LAN機器等となっており、今後、各国で制度化されるWi-Fi 6EやWi-Fi 7の技術基準に適合する6GHz帯を使用する無線設備の持込みが想定される。

想定されるユースケース（6GHz帯）



検討内容

- 既存無線システムの免許人及び無線LAN業界へのヒアリング等の結果、次のとおり、既存無線システムに有害な混信を与えるおそれがないことが確認できたことから、当該制度の対象に6GHz帯の無線設備を加える旨の制度整備を実施する。ただし、LPIモードは屋内利用限定であるところ、国内に持ち込まれる無線設備の使用場所を制限できないことから、対象を子局に限る。
 - ・ 6GHz帯親局及び無線局については、日本の公衆網に接続される場合、MCC（モバイルカントリーコード）等国情報を識別し、日本の技術基準を満たす出力等により運用されること。また、通常、国情報を識別できない場合は、いずれの国でも運用できるレベルまで出力等を落とす仕様になっていること。
 - ・ 6GHz帯子局については、国内のアクセスポイント等日本の公衆網に接続された親局に制御されること。

(参考)Wi-Fi認定規格の比較

	Wi-Fi 4	Wi-Fi 5	Wi-Fi 6	Wi-Fi 6E	Wi-Fi 7
規格名	IEEE802.11n	IEEE802.11ac	IEEE802.11ax		IEEE802.11be
IEEEにおける策定期期	平成21年9月	平成25年12月	令和3年2月		令和6年12月頃(予定)
最大通信速度	600Mbps	6.9Gbps	9.6Gbps		46Gbps
周波数帯	2.4GHz帯/5GHz帯	5GHz帯	2.4GHz帯/5GHz帯	2.4GHz帯/5GHz帯/6GHz帯	2.4GHz帯/5GHz帯/6GHz帯
帯域幅	20MHz/40MHz	20MHz/40MHz/80MHz/160MHz			20MHz/40MHz/80MHz/160MHz/320MHz
前世代からの主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> 帯域幅の追加 (40MHz) 多重伝送技術 (MIMO) の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 帯域幅の追加 (80MHz及び160MHz) 変調多値数の増加 (64QAM→256QAM) 	<ul style="list-style-type: none"> 多重伝送技術 (MIMO) の高度化 変調多値数の増加 (256QAM→1024QAM) 	<ul style="list-style-type: none"> 6GHz帯の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 帯域幅の追加 (320MHz) 変調多値数の増加 (1024QAM→4096QAM) マルチリンク機能の追加 Preamble Puncturing機能の追加

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>情報通信審議会で一部答申された内容が適切に反映されていることから、省令案等に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>本改正案により導入が可能となる IEEE802.11be 等については、対応端末であれば既存無線 LAN 規格として認証を受けた状態からソフトウェアの設定の変更のみで導入可能であることから、早期かつ円滑に導入を可能にする同一認証番号での認証を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御要望の同一認証番号での認証については、変更の工事を伴わないときに限りできるとされており、登録証明機関や関係者等の意見などを踏まえ、同一番号での認証可否の検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
3	<p>証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 で証明された無線設備の制度改正後の移動範囲について</p> <p>第 19 号の 3 では第 78 号に掲げるものが除かれており、第 78 号には自動車内の子局が含まれることから、現状では、第 19 号の 3 で証明された無線設備（子局）は自動車内では使用できません。</p> <p>今回の改正により、第 78 号から自動車内の子局が除かれますが、既に第 19 号の 3 で証明された無線設備は、改正案の附則第 2 項によれば、従前の効力を有するだけであるため、改正後も自動車内で使えないものと思われます。しかし、改正後の技術基準に照らせば、自動車内でも使用可能と考えられることから、改正前に第 19 号の 3 で証明されているものについては、改正後の第 19 号の 3 で証明されたものと見なす、というような経過措置等の取扱いをしていただくことを要望いたします。</p>	<p>改正前に既に第 19 号の 3 で証明されている無線設備は、今回の改正により、改正後に自動車内の子局の無線設備として使用することが可能となります。</p> <p>端末間通信が可能な無線設備の場合には特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「証明規則」という。）第 2 条第 1 項第 81 号を、端末間通信機能が不可能な無線設備の場</p>	<p>有</p>

	<p>証明規則第2条第1項第81号の無線設備の機能について 第81号の無線設備は子局として第80号のLP I親局と通信を行うことができるのでしょうか。それとも、子局同士の「端末間通信」だけに限定されるのでしょうか。例えばスマートフォンに搭載する無線設備の認証を行う場合において、第80号のLP I親局と通信を行う場合に、第81号のみの認証でよいのか、第80号の認証も必要となるのかの判断がつきかねます。登録証明機関による認証に差異が生じることのないよう、明確にさせていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター】</p>	<p>合には従来どおり第80号を選択して認証を受けることとなります。 御意見を踏まえ、種別の定義の明確化を行うよう第81号の規定を修正します。</p>	
<p>4</p>	<p>該当箇所：無線設備規則第49条の20の一部改正 意見：ここでいう自動車の範囲は何か。道路運送車両法や道路交通法等、自動車の範囲は、それぞれの法令がその目的を達成をするのに適当であるように定められているが、電波関連法令ではどのような定義を採用しているのか。</p> <p>該当箇所：特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第2号注12(8)の一部改正 意見：ここでいう端末間通信は無線設備規則第49条の20第4号ルの定義によるものであることを規定すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の20第3号での自動車の範囲は主に四輪自動車等を意図していますが、御意見を踏まえ、本改正案に係る自動車の定義を明確化するよう修正します。</p> <p>また御意見を踏まえ、証明規則別表第2号(工事設計の様式)注12(8)の記載に無線設備規則第49条の20第4号ルの定義によるものであることを追記するよう修正します。</p>	<p>有</p>
<p>5</p>	<p>広帯域無線LAN等の導入に向けた制度整備の法令改定に賛成します。</p> <p>IEEE802.11be仕様帯域幅3.2GHz、4056QAM多値・OFDMA変調、6MHzバンドで11.52Gbpsと超高速・低遅延の伝送が可能ですが、ユーザ側宅内で、これを実現するためには、は、ユーザ視点に立ったネットワークの在り方、通信を行うのに必要不可欠なネットワーク技術や通信機器として、光ファイバを使用したFTTH-10Gbpsサービスが極一部地域しか実現されていません。端末無線の法整備だけでなく、有線区間を含む全体経路で制度整備をしないと、総務省政策が実現さ</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	<p>れません。 総務省将来政策として5G（B5G）、6Gは資料に公表されますが、通信経路として、FTTH—WiFiを含めた復路パスで高信頼・超高速通信の実現を望みます。 下記は、上記の詳細です。 https://1drv.ms/f/s!AhIZw8HzKnoNiE-GaTPC24TvL1Bi?e=Ux0oZB</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6	<p>特定無線設備の新規制定予定の種別第81号について、端末間通信の技術基準案が無線設備規則に示されましたが、技適・認証の取得にあたっては証明規則に当該技術基準に係る特性試験の実施項目には追加されていないようです。 また、第81号に係る特性試験方法の告示案も示されていません。 これらのことから、今後の技適・認証の取得に際して重要な問題になりますので、以下3点について明確な回答を示してください。 1 技適・認証の取得・証明にあたっては特性試験は実施しなくてよいという理解で正しいでしょうか？ 2 特性試験が不要であるとすれば、技適・認証の申請者は自ら試験を行いデータを提出する必要があるのでしょうか？必要であるならばその根拠を示してください。 3 登録証明機関はどのようにして審査するのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>特性試験の試験方法については、今後別途、告示で制定する予定です。 当該試験方法が定められるまでの間は、登録証明機関が臨時に当該試験方法として適切と認め、総務大臣に届け出の上、公表された試験方法により、審査を行います。</p>	無
7	<p>海外のメーカーから端末間通信のできる製品を輸入販売する予定です。 ソフトウェアで端末間通信の可否を簡単に設定できると聞いています。 販売する際は端末間通信を設定したモデルと端末間通信を設定しないモデルの両方とする予定です。 そこで、上記のようなことを想定してこの製品の工事設計認証を取得する場合は、 （1）第81号は技術的に第80号を包含しているので第81号を取得すればよい。 端末間通信を行わないモデルはその機能をソフトウェアで設定オフとしておく。 （2）第80号と第81号の両方取得してモデルによって使い分ける。 （3）それ以外の方法</p>	<p>改正後もメーカーの都合により端末間通信が可能な無線設備と不可能な無線設備が製造・販売できるよう、証明規則第2条第1項第80号（端末間通信が行えない無線設備）と第81号（端末間通信が可能な無線設備）に区別し、認証を受ける際に選択可能としています。 端末間通信が可能な無線設備の場</p>	無

	<p>のどれになるのでしょうか。 (1) にして頂けると認証料金が半額で済み、お客様に少し安く販売できますので大変助かります。 また (3) の場合は具体的方法を教えてください。 よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>合には第 81 号を、端末間通信が不可能な無線設備の場合には従来どおり第 80 号を、選択して認証を受けることとなります。 第 81 号の認証を受けた無線設備は端末間通信及び親局子局間の通信のいずれも可能ですが、第 80 号の認証を受けた無線設備では端末間通信を行うことはできず、認証取扱業者が認証を受けたい無線設備に合わせて選択することになります。</p>	
<p>8</p>	<p>新しく創設される Wi-Fi の認証を取得することを予定しています。 しかし総務大臣が告示する試験方法が示されていません。 認証を取得するには試験をパスしなければいけません。 このため、どのような試験の準備をすればいいのかわかりません。 320MHz 幅の試験、端末間通信の試験、マルチリンクの試験はどうすればいいのでしょうか？ 残念ながら、昨年の Wi-Fi 高度化も総務大臣は試験方法を告示しませんでした。 総務大臣はとても忙しいのでしょうか？ それなら部下の方が代わりに仕事をしなければいけません。 試験方法が分からないと、私たちも途方にくれます。 アドバイスをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>特性試験の試験方法については、今後別途、告示で制定する予定です。 当該試験方法が定められるまでの間は、登録証明機関が臨時に当該試験方法として適切と認め、総務大臣に届け出の上、公表された試験方法により、審査を行います。</p>	<p>無</p>
<p>9</p>	<p>告示第 437 号案、告示第 263 号案に賛同します。 昨年秋に 802. 11be は国内でも制度化されましたが、その際は、上記告示が適用される海外からの持ち込み端末及び技適未取得機器の実験等の特例制度に追加がされませんでしたので、この制度を使った実験ができませんでした。FCC の規格が電波法の基準と大きく異なるところがあるためだと想像していました。今も状況はそれほど変わらないと思いますが、なぜ昨年は追加されないで、今回は追加されるの</p>	<p>IEEE 802. 11be については、昨年時点では IEEE において規格化の議論中の段階であり、採用される技術が明らかでなかったため、海外からの持ち込み端末及び技適未取得機器の実験等の特例制度に含めることが</p>	<p>無</p>

	<p>か、理由を教えてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>できませんでした。</p> <p>本年1月に IEEE 802.11be 規格の最終的な無線規格が規定されたドラフトが策定され、適用しても差し支えないことが確認できたため、今般、同制度の対象に追加することとしました。</p>	
<p>10</p>	<p>改正後に、技適マークを取得する際に、(1) 端末間通信をしない機器は証明規則の第80号だけ取得すればよい。(2) 端末間通信のみをする機器(親局とは通信しない(こんな製品があるのか分かりませんが))は第81号のみを取得すればよい。(3) 親局及び端末間通信の両方をする機器は第80号と第81号の両方取得する必要がある。</p> <p>この理解で正しいでしょうか？</p> <p>条文を読む限り理解できませんので、もっと分かりやすく記述できないでしょうか。</p> <p>要望・意見としては第81号を取得すれば親局と端末間通信の両方ができるようにしていただきたい。</p> <p>理由は申請書類を2件用意しなければいけないことと認証料金が2件分かかってしまうためです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>改正後もメーカーの都合により端末間通信が可能な無線設備と不可能な無線設備が製造・販売できるよう、証明規則第2条第1項第80号(端末間通信が行えない無線設備)と第81号(端末間通信が可能な無線設備)に区別し、認証を受ける際に選択可能としています。</p> <p>(1)の場合には第80号を、(2)及び(3)の場合には第81号を選択して認証を受けることとなります。</p> <p>第80号と第81号はいずれかを選択可能なため、本改正による第81号の新設により認証取扱業者の負担が増えるものではありません。</p> <p>御意見を踏まえ、種別の定義の明確化を行うよう第81号の規定を修正します。</p>	<p>有</p>
<p>11</p>	<p>海外からの持ち込み端末に係る告示改正に関連して意見を提出します。</p> <p>今回の 802.11be の追加には賛同します。</p> <p>一方で、超広帯域無線システム (UWB) が内蔵されているスマートフォンが増えています。UWB が含まれた海外から持ち込まれる端末は現状では電波法違反になりま</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考と</p>	<p>無</p>

	<p>すが、この対策、対応はされないのでしょうか？ コロナ過が開けて増々インバウンドが加速しようとしていることから早急な対策が必要と考えます。見解及び今後の予定をお聞かせください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>させていただきます。</p>	
<p>12</p>	<p>無線 LAN のさらなる高度化に関しましてご検討いただきありがとうございます。</p> <p>これまで証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3(以下、19 号の 3)として認証されてきた 5.2GHz 帯の子局には、平成 19 年総務省告示第 48 号に基づき、「当該無線設備の送信は、五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能」である旨の表示がされています。</p> <p>今回の改正では、19 号の 3 として既に認証を受けている無線設備につきましても自動車内に設置する親局の制御下で動作できるようになるのかと存じますが、この表示をされていても支障がないように附則等で明確にさせていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、この改正後に 19 号の 3 に基づき認証を受ける無線設備にも告示 48 号に基づき同様の表示をする必要がありますので、今後も同様のことが起こることが懸念されます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>製品への表示の規定については、5.2GHz 帯及び 5.3GHz 帯の無線 LAN を屋外で使用して他の無線システムに影響を与えないようにするために設けており、屋内使用限定となっていることを使用者に認識いただくことを目的に、平成 19 年総務省告示 48 号においてその旨を表示することとしております。</p> <p>5.2GHz 帯及び 5.3GHz 帯の無線 LA 等が使用できない場所については令和元年総務省告示第 108 号において定めており、その具体的な記載内容については、使用が想定される場所に応じて各メーカーに任せているため、今回当該規定の改正は行いません。</p> <p>現行規定どおり、当該無線設備の送信は、五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨が表示されていれば差し支えありません。</p>	<p>無</p>
<p>13</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則改正案に反対します。 無線 LAN (Wi-Fi) に関して、これ以上特定無線設備の種別を増やすことはいいか</p>	<p>証明規則の特定無線設備の種別は、無線設備規則の無線設備ごとに</p>	<p>無</p>

<p>げんにやめていただきたい。また、技術的合理性に基づいた試験方法を制定して告示をしていただきたい。</p> <p>理由は、認証料金がべらぼうに高騰してしまって、もはや中小のメーカーや輸入業者は、国内の登録証明機関から工事設計認証を取得することができません。国民の無線 LAN 等に係る電波利用普及促進を最も阻害している要因は、総務省の制度設計以外のなにものでもないからです。</p> <p>本件に係る技術基準情報策定の際の情報通信審議会からの意見照会の際に、あらかじめ以下の意見を提出しており、その回答は「参考にさせていただきます。」でしたが、残念ながら一つも実現されそうにありません。逆に特定無線設備の種別が1つ増える案になっています。</p> <p>このため、再度意見を提出させていただきます。</p> <p>無線 LAN (Wi-Fi) の制度設計を再考しませんと、技適マーク取得に係る料金の高騰が激しく技適マークを取得しようとする者（製造メーカー、輸入事業者等）も利用者である国民・企業もすべてが被害者になっています。</p> <p>唯一メリットがありそうなのは総務省の担当課でしょうか。統計が取りやすいくらいのもので。どうか今後の電波利用の発展、公共の利益確保のために、再度ご検討をお願いします。電波監理審議会の委員様におかれても十分な審議をお願いいたします。</p> <p>意見を簡単にまとめると</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 無線 LAN (Wi-Fi) に係る特定無線設備の種別は1つに統一する。(2) 総務省は省令改正とともに告示しなければならない試験方法を技術的合理性のある内容で早急に告示する。 <p>ここからは、前回情報通信審議会に提出した意見の再掲になります。</p> <p>1 意見提出の理由</p> <p>無線 LAN は、周波数帯の追加や広帯域化のための変調方式の追加等が次々と制度化されるという特徴があることから、現在の制度は結果として認証料金が極端に高額化しているという現実を情報通信審議会各位並びに総務省関係各位にご理解して</p>	<p>定められています。</p> <p>今回の種別の改正については、改正後もメーカーの都合により端末間通信が可能な無線設備と不可能な無線設備が製造・販売できるよう、証明規則第2条第1項第80号(端末間通信が行えない無線設備)と第81号(端末間通信が可能な無線設備)に区別し、認証を受ける際に選択可能としています。</p> <p>端末間通信が可能な無線設備の場合には第81号を、端末間通信が不可能な無線設備の場合には従来どおり第80号を、選択して認証を受けることとなります。</p> <p>第80号と第81号はいずれかを選択可能なため、本改正による第81号の新設により認証取扱業者の負担が増えるものではありません。</p> <p>また、特性試験の試験方法については、今後別途、告示で制定する予定です。</p> <p>2. 4GHz 帯無線 LAN や Bluetooth については、試験周波数は上限及び下限の2波の周波数とし、試験機器の電源部に安定化回路を具備していることが確認できる場合においては外部電源から試験機器への入力電圧を定格電圧のみとするなど本年 11 月</p>	
---	--	--

<p>いただくとともに、無線 LAN の普及促進を図るためには制度設計の改善による認証料金の適正化が必須であることから意見を提出します。</p> <p>2 認証料金、種別、試験方法に関する現状</p> <p>(1) 登録証明機関における無線 LAN の認証料金の概要</p> <p>ア 認証料金は、法令やガイドラインによる規制はなく、各登録証明機関が自由に設定している。イ 総務省令で規定された特定無線設備の種別ごとに認証する必要があることから、種別ごとに「認証基本料及び基本試験料」が設定されている。</p> <p>ウ 変調方式や送信装置数 (MIMO) が複数ある場合は、すべて試験を行う必要があることから追加試験 1 回当たりの追加試験料が設定されている場合が多い。</p> <p>(2) 無線 LAN の種別の経緯</p> <p>ア 無線 LAN 導入時は第 19 号 (2.4GHz 帯) の 1 種別だけであったが、5GHz 帯の追加により第 19 号の 3 (W52)、第 19 号の 3 の 2 (W53)、第 19 号の 3 の 3 (W57) が順次制度化され 4 種別に拡大された。</p> <p>イ 802.11ax の制度化の際に、5GHz 帯の 3 種別が 1 種別に統合され、全体で 2 種別に縮小された。</p> <p>ウ 6GHz 帯の追加により、第 79 号 (VLP) 及び第 80 号 (LPI) の 2 種別が追加されたため、最新の無線 LAN 機器では通常 4 種別の認証を取得する必要がある。</p> <p>(3) 無線 LAN の試験方法</p> <p>ア 証明機関は、種別ごとに総務大臣が告示する試験方法により試験を実施しなければならないが、当該試験方法が告示されていない場合は告示と同等以上の試験方法として各証明機関が定めて総務大臣に届け出た試験方法により実施することができる。とされている。</p> <p>イ 第 19 号は試験方法が告示されているが、第 19 号の 3、第 79 号、第 80 号は告示されていないことから、各証明機関は第 19 号の試験方法をベースにした試験方法を総務省に届出て試験を実施している。</p> <p>ウ 第 19 号の 3、第 79 号、第 80 号は変調方式や送信装置数 (MIMO) が多数あるため、その試験回数は極めて多数回に及ぶことになるが、一部省略などは認められていない。</p>	<p>8 日付で試験方法を改正しており、今後、他の無線 LAN の試験方法についても、合理的なものとなるよう努めてまいります。</p>	
---	---	--

<p>エ 試験回数がどれ程多いかは、電波利用ホームページの「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」の結果から表示される試験データ (PDF ファイル) をご覧いただければその状況が分かると思われる。</p> <p>3 認証料金が高騰化している原因の詳細等</p> <p>(1) 無線 LAN の場合、種別が増加していることにより、1 台の認証取得の料金は各種別ごとに設定された「認証基本料及び基本試験料」が必要なために、概ね 4 倍に増えていることになる。この結果 1 台数十万円だった認証基本料金は百万円を軽く超えることになっている。</p> <p>(2) 各試験項目 (占有周波数帯幅、スプリアス発射など) について、(ア) 周波数帯の上・中・下のチャンネル、(イ) 電圧変動 (定格電圧、高圧、低圧の 3 回)、(ウ) すべての変調方式、(エ) すべての送信装置 (MIMO) について、これをたすき掛けに組み合わせて全て試験することから、高度化された無線 LAN は途方もない試験回数が必要になり、この追加試験料だけで数百万円になることがあり、認証基本料に追加される。</p> <p>(3) 種別は総務省令、試験方法は原則として総務大臣告示で規定されているため、証明機関の努力では改善できない制度設計の問題と言える。</p> <p>(4) この結果、大手メーカーにおいても認証取得の製品バリエーションを控えたり、中小メーカーや輸入業者においては認証取得自体をあきらめるというケースも多発していると聞いている。このため、認証料金の高額化は証明機関にとっても受注機会の逸失から歓迎せざることは容易に想像される。</p> <p>4 最後にまとめとしての意見になりますので、情報通信審議会並びに総務省において、以下の検討を早急に行い実行されることを切にお願いします。</p> <p>(1) 無線 LAN に係る特定無線設備の種別は、今後の総務省令等の改正において 4 種別から 1 種別に統合する。</p> <p>(説明) 例えば特定小電力機器の第 8 号や携帯電話端末の第 11 号系では多様な周波数帯や技術基準が混在していても、1 種別としていることから、無線 LAN も 1 種別に統一しても何ら問題がないはずです。</p>		
---	--	--

	<p>(2) 総務大臣が告示する試験方法は、試験回数をできる限り低減させるように改定又は制定する。</p> <p>(説明) 試験回数の極端な増加が認証料金の高額化に直結しているため、膨大な試験回数のうち省略しても技術基準への適合性を確認又は推定できる方法を検討して、試験回数をできる限り低減させる。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>14</p>	<p>本案そのものについては賛同いたしますが、一点気になる点があります。平成 27 年総務省告示第 438 号の 6GHz 帯関連の改正案について、LPI については子局限定であることで問題ないと思いますが、VLP については付加条件は不要でしょうか。</p> <p>2. 4GHz 帯の事項では外国の無線設備に関わる事項がありますが、本案には見つけられません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見について、スマートフォン等に内蔵された無線 LAN では携帯電話網から送信されるモバイルカントリーコード(MCC)を識別することにより周波数や空中線電力等を日本の技術基準に適合させることが可能となっていることから、海外から持ち込んで使用できる 2.4GHz 帯の親局は、スマートフォン等に内蔵された無線 LAN 等に限定していません。</p> <p>6GHz 帯 VLP の親局については、我が国で許可されていない周波数帯での使用を防ぐため、御意見及び米国 FCC が 6525-6875MHz において 6GHz 帯 VLP を認める制度案を公示したことを踏まえ、技術基準適合証明等の認証を取得した親局又はスマートフォン等に内蔵された無線 LAN の親局</p>	<p>有</p>

		とその子局との間の通信であることを条件とするよう修正します。 なお、諸外国の状況に変化が生じた場合には、必要に応じて条件を見直すこととします。	
--	--	--	--

○提出意見数：14件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

令和5年11月15日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和5年11月15日 諮問第32号)

[広帯域無線LAN (IEEE 802.11be) の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(渡辺周波数調整官、宇野係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (広帯域無線LAN (IEEE 802.11be) の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

無線LANの国際規格をまとめている米国電気電子学会 (IEEE) では、現在の最新規格である IEEE 802.11axの次の無線LAN規格となる IEEE 802.11beの策定に向けて議論が進んでいる。IEEE 802.11beは、320MHzのチャンネル帯域幅の利用や異なる周波数帯にまたがったデータ伝送等を可能とするものであり、超高速化や伝送遅延の改善によって新たな利用シーンへの展開が期待されている。

このような状況を踏まえ、令和4年10月より情報通信審議会において、広帯域無線LANの導入のための技術的条件等の検討を行ってきた。

今般、情報通信審議会からの一部答申 (令和5年9月) を受け、6GHz帯無線LANにおいて320MHzのチャンネル帯域幅に対応した周波数の割当てを行うため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

6GHz帯無線LANにおいて使用可能なチャンネルを規定している周波数割当計画別表8-5について、占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下の無線設備に割当て可能な周波数を新たに規定する。【周波数割当計画 別表8-5】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに変更予定 (公布日の施行を予定)。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法 (平成5年法律第88号) 第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年9月23日 (土) から同年10月23日 (月) までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はなかった。

6GHz帯無線LANにおいて使用可能なチャネルを規定している周波数割当計画別表8-5について、『占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下の無線設備』に割当て可能な周波数を新たに規定する。

<変更内容>

<周波数割当計画 別表8-5 (5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表)>

[略]		
5925MHzを超え 6425MHz以下の周波 数の電波を使用する 無線設備	占有周波数帯幅が ² 20MHz以下の 無線設備	5955MHz 5975MHz 5995MHz 6015MHz 6035MHz 6055MHz 6075MHz 6095MHz 6115MHz 6135MHz 6155MHz 6175MHz 6195MHz 6215MHz 6235MHz 6255MHz 6275MHz 6295MHz 6315MHz 6335MHz 6355MHz 6375MHz 6395MHz 6415MHz
	占有周波数帯幅が ² 20MHzを超え 40MHz以下の無線設備	5965MHz 6005MHz 6045MHz 6085MHz 6125MHz 6165MHz 6205MHz 6245MHz 6285MHz 6325MHz 6365MHz 6405MHz
	占有周波数帯幅が ² 40MHzを超え 80MHz以下の無線設備	5985MHz 6065MHz 6145MHz 6225MHz 6305MHz 6385MHz
	占有周波数帯幅が ² 80MHzを超え 160MHz以下の無線設備	6025MHz 6185MHz 6345MHz
	占有周波数帯幅が²160MHzを超え 320MHz以下の無線設備	6105MHz 6265MHz
[略]		

 今回、新たに追加

令和5年11月15日

電波法施行規則の一部を改正する省令案
(令和5年11月15日 諮問第33号)

[記録媒体を指定する規定の見直し]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

(小幡電波監視官、玉置監視係長)

電話：03-5253-5912

電波法施行規則の一部を改正する省令案 (記録媒体を指定する規定の見直し)

1 諮問の概要

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月デジタル臨時行政調査会公表)に基づき、政府全体でデジタル技術の活用が一層推進されるよう取組が進められている。

今般、電波法施行規則第51条の4の2に基づき、指定無線設備の小売業者が、購入者に対し販売契約を締結した際に、書面で交付すべき行為に代える方法として「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法によるもの」があるが、具体的な記録媒体を含め指定している規定を見直し、記録媒体を指定しない「電磁的記録媒体」により交付する等の関係規定の整備を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、指定無線設備の販売の契約締結時の書面交付に代える方法として、「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法によるもの」から、記録媒体を指定しない「電磁的記録媒体」に見直し
【電波法施行規則 第51条の4の2】
- その他規定の整備(政令改正に伴う形式的修正(条ずれ))
【電波法施行規則 第51条の4の3】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定(公布日の施行を予定)。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年9月8日(金)から同年10月9日(月)までの期間において実施済みであり、3件の意見の提出があった。

- 電波法では、不法無線局として多く使用される無線機器を「指定無線設備」として指定、当該設備を販売する小売業者は、購入者に対し販売契約締結の際、免許が必要など法令で定める内容を書面で交付する義務がある。
- 電波法施行規則第51条の4の2に基づき、書面交付に代えて磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法によることができる。
- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン※」に基づき、磁気ディスク、CD-ROMとの具体的な記録媒体名を記載する規定を見直し、「電子的記録媒体」に改正するもの。

※ 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月デジタル臨時行政調査会決定)により、令和5年中の対応が求められている。

指定無線設備の無線設備一覧

1 市民ラジオ

(法第4条2号に適合しないもの)



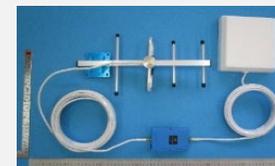
26.1MHz～28MHz

2 アマチュア無線

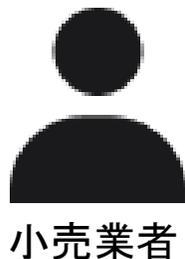


144MHz～146MHz
430MHz～440MHz

3 携帯電話中継装置



700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、
1.5GHz帯、2GHz帯の携帯電話用周波数



小売業者

販売契約締結後の書面交付義務



購入者

電波法施行規則第51条の4の2に基づき、
書面に代えて、磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法でも交付が可能

記録媒体の種別を指定しない「電磁的記録媒体」に改正

○電波法 抜粋

(情報通信の技術を利用する方法)

第二条の十四の二 指定無線設備小売業者は、前条第二項の規定による書面の交付に代えて、**政令**で定めるところにより、当該購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**総務省令**で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定無線設備小売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

○電波法施行令 抜粋

(情報通信の技術を利用する方法)

第十条 指定無線設備小売業者は、**法第二条の十四の二**の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、**総務省令**で定めるところにより、あらかじめ、当該購入者に対し、その用いる同条に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定無線設備小売業者は、当該購入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該購入者に対し、**法第二条の十四の二**に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該購入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○電波法施行規則 抜粋

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十一条の四の二 **法第二条の十四の二**の**総務省令**で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機と購入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機と購入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者の閲覧に供し、当該購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（**法第二条の十四の二**に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 **磁気ディスク、シー・ディー・ロム**その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、購入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第五十一条の四の三 **電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第九条第一項**の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち指定無線設備小売業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

「電波法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

[意見募集期間：令和5年9月8日～同年10月9日]

提出件数 3件（個人 1件、不明 2件）

意見提出者一覧（五十音順）

個人（1件）	不明（2件）	
--------	--------	--

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 受付締切日時の「2023年10月9日0時0分」は「2023年10月9日23時59分」としたほうがよい。意見公募要領に意見提出期間は10月9日まで旨の記載があるのだから。</p>	<p>ご意見を踏まえ、直ちに意見公募要領に合わせ、e-Govの意見募集受付締切日の期限前までに修正いたしました。</p>	無
2	不明	<p><該当箇所> 第51条の4の2第1項第2号の改正規定</p> <p><意見> 「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めることで、具体的に何が変わるのか（どのようにデジタル化が進むのか）。</p>	<p>従来の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めることで、指定無線設備小売業者は記録媒体の種類を特段意識せずに準備することが可能となり、改正前と比して、電磁的記録媒体での交付手続きが容易になります。これにより、デジタル技術を活用した電磁的記録媒体での交付手続きを活用する指定無線設備小売業者が増加するほか、指定無線設備小売業者、購入者の双方でペーパーレスが図られ、ひいてはデジタル化に貢献することが想定されます。</p>	無
		<p><該当箇所> 第51条の4の3の改正規定</p> <p><意見> 改正の趣旨を明らかにされたい。</p>	<p>過去の政令改正に伴う形式的な修正（条ずれ）です。</p>	無
3	不明	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 記録媒体を指定する規定の見直しに賛成します。 理由：記録媒体の規格が次々と提案・登場するうえに、規格争いも多々あるため、規格があつという間に非現行化する姿（例：フロッピーディスク）をいろいろ見てきました。記録媒体を指定する規定が残っていると、非現行化した記録媒体を用意することが実情に合わない、記録後の記録媒体を読み書きできないためにデータを失うなどの弊害が発生することとなります。このような弊害をなくすため、見直しに賛成することとしました。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無

令和5年11月15日

日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可
(令和5年11月15日 諮問第34号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(庄司課長補佐、長沼係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可

1 諮問の概要

日本放送協会（NHK）（会長：稲葉 延雄）は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項に基づく基幹放送の業務に係る認定を受け、現在、BS放送の右旋帯域において「BS1」・「BSプレミアム」・「NHK BS4K」を放送している。

NHKにおいては、「NHK経営計画（2021-2023年度）」を踏まえ、令和6年3月31日をもって「BSプレミアム」に係る業務を廃止することを予定しており、今般、法第86条第1項の規定に基づく業務の廃止に係る認可申請があったところ、法第177条第1項第2号の規定に基づき、当該認可について諮問するものである。

2 審査の概要

「BSプレミアム」に係る業務の廃止については、将来的な受信料収入の減少が想定される中、NHKにおける経営の合理化により、限られた経営資源をコンテンツ制作に集中させるものであること、また、現在「BSプレミアム」で放送している定時番組のおよそ9割を新たな番組である「NHK BS」において継続して放送することを予定するとともに、業務の廃止についても「BSプレミアム」の放送の画面上で告知を行う等の措置を講ずるなど視聴者の利便性の確保や視聴者保護に係る対応を適切に行うことを予定していることを踏まえ、法第86条第1項の規定に基づき、業務の廃止について認可することが適当であると考えられる。

3 業務を廃止しようとする時期

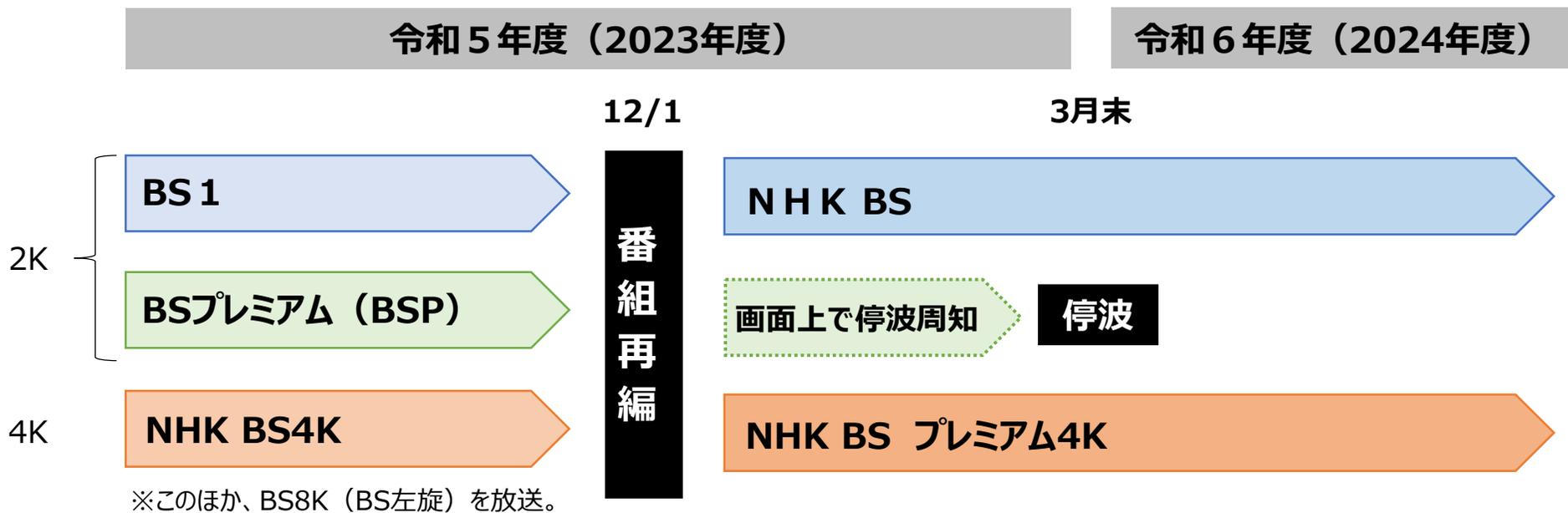
令和6年3月31日（予定）

日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可

情報流通行政局 衛星・地域放送課

- NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」（2023年1月修正）において、令和5年度末（令和6年3月31日予定）に、BS放送の右旋3波のうち、2Kの「BSプレミアム」を停波する予定。
- 令和6年度以降は、「NHK BS」（2K）と「NHK BS プレミアム4K」の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成・放送。

【BS再編のイメージ】



【想定スケジュール】

- 令和5年11月15日 電波監理審議会への諮問（「BSプレミアム」に係る業務廃止認可・基幹放送普及計画変更）
- 12月 1日 BS番組再編
- 令和6年 3月31日 「BSプレミアム」に係る業務廃止（停波）

- NHKは、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務に係る認定を受け、現在、BS放送の右旋帯域において「BS1」・「BSプレミアム」・「NHK BS4K」を放送。
- 「BSプレミアム」の停波に際し、法第86条第1項の規定に基づく業務の廃止に係る認可申請があったところ、視聴者の利便性の確保や視聴者保護に係る対応を適切に行うことを予定していること等を踏まえ、認可することが適当であると考えられる。

業務を廃止する理由

- * NHKは、衛星波の整理・削減に向けた検討を進め、「NHK経営計画（2021－2023年度）」において「衛星波のうち、右旋の3波（BS1・BS P・BS4K）の見直しを行い、令和5年度中に2Kのうち1波を削減」することを決定。
- * 削減する波については、現在のBS1が従来から大規模災害時の特設ニュースの放送を行っているとともに、首都直下地震等により東京の放送センターが業務不能になった際には大阪放送局から全国に向け放送を行うBCPの役割を担っていること等を総合的に検討した上で、BSプレミアムを廃止することとしたもの。

業務の廃止に関する審査

- * 「BSプレミアム」に係る業務の廃止について審査を行った結果、以下の点を踏まえ、認可することが適当であると考えられる。
 - (1) 「BSプレミアム」に係る業務の廃止は、将来的な受信料収入の減少が想定される中、NHKにおける経営の合理化により、限られた経営資源をコンテンツ制作に集中させ、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を進めるものと認められること。
 - (2) 番組再編後においても、現在「BSプレミアム」で放送している定時番組のおよそ9割を「NHK BS」で継続して放送すること、「BS1」で放送している定時番組についても、およそ8割を「NHK BS」で継続して放送することを予定していること等から、現在の番組と概ね同等の番組を視聴することが可能であり、視聴者の利便性の確保が図られるものと認められること。
 - (3) 番組再編以降、関係法令に基づき、「BSプレミアム」の放送の画面上で告知を行う等の措置を講ずることとしており、視聴者保護に係る対応も適切に行われるものと認められること。

(参考) 「NHK経営計画 (2021-2023年度)」

○「NHK経営計画 (2021-2023年度)」(2023年1月修正)

⇒ 衛星波のうち、右旋の3波 (BS1・BSP・BS4K) の見直しを行い、2023年度中に2Kのうち1波を削減

【修正部分】 NHK経営計画 (2021-2023年度) ※2023年1月修正

- 感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」、「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
- 衛星波1波を2023年度末に削減します。
- 構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するため、受信料を1割値下げします。
- 受信料の値下げを踏まえ2023年度の収支見通しを修正します。なお、放送法の規定により、収支予算・事業計画の国会承認をもって確定されます。

5つの重点項目

1. 安全・安心を支える
災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

- 国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
 - フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
 - 取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
 - 専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
- 信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
 - 学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
 - 放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

3. あまねく伝える
地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

- 二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
 - 民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靱な放送ネットワークを維持します。
- レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
 - 適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します(災害対応のためのFM補完装置を含む)。
 - 経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革

「保有するメディアの整理・削減」

- 2024年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。衛星波を「新BS4K(仮称)」と「新BS2K(仮称)」の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。
 - ✓ 新BS4K(仮称)は、世界に通用する多彩なコンテンツ/高精細クオリティを提供します。
 - ✓ 新BS2K(仮称)は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。

「インターネット活用業務」

- 在外邦人向けコンテンツについて、既存放送網の見直しを行いつつ、インターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的に発信します。

「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策

- 訪問によらない営業活動を進化させ、安定収入を確保します。
- ジャーナル管理によるコンテンツ分野の効果的な資源管理を定着させるとともに、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。

【出典】NHK経営計画 (2021-2023年度) (2023年1月修正)

当初のNHK経営計画(2021-2023年度)の概要

スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革に取り組むこととしていました

衛星波は2Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討

右旋



2023年度中に2Kのうち1波を削減します。削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。

2023年度中 (2024年3月末まで)

新 BS2K

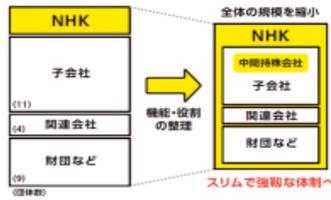
新 BS4K

2Kのうち1波削減

その後の4Kの普及状況を見極めて、将来的には1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。

NHK本体とグループの一体改革

「新しいNHK」の追求に向けて機能・役割を見直し、全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靱な体制を構築します。



全体の規模を縮小
スリムで強靱な体制へ

訪問によらない営業活動の推進

これまでの「巡回訪問営業」から、「訪問によらない営業」へ、業務モデルを転換します。視聴者のみなさまとのさまざまな接点を活用して、公共放送の役割や受信料制度の意義を丁寧に説明するとともに公平負担の徹底に取り組みます。



NHKホームページアプリ
NHKニュース 放送
NHKニュース
NHK NEWS
NHKプラス
NHK HOME PAGE
NHKホームページ「受信料の窓口」
インターネットでの届け出を促進
タブレットやパソコン イベントなど
文書によるご案内

【出典】NHK経営計画 (2021-2023年度) の修正について (説明資料)

令和5年11月15日

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案
(令和5年11月15日 諮問第35号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案

1 諮問の概要

基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）において、日本放送協会（以下「NHK」という。）のBSプレミアム（以下「BSP」という。）について外部制作事業者の企画・制作能力を放送番組に活用する観点から、外部制作比率に関する努力目標が規定されている。

NHKは、衛星放送の再編として、令和 5 年 12 月 1 日に新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に再編し、令和 6 年 3 月末をもってBSPを廃止する予定としている。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース（主査：内山 隆・青山学院大学総合文化政策学部教授）が令和 5 年 10 月 18 日に公表した取りまとめにおいては、「本年（令和 5 年）12 月からのNHK衛星放送の再編に伴い、現行の外部制作比率の努力目標に代わり、実質的に現行以上となるよう、NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、『外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。）』を対象とする新たな目標を設定することとし、総務省において関係者の意見を踏まえつつ検討の上、本年 12 月の衛星放送の再編にあわせて基幹放送普及計画を改正すべき。」との提言が示された。

本件は、これらを踏まえ、基幹放送普及計画の変更を行うものである。

2 変更の概要

※必要的諮問事項はゴシック体

基幹放送普及計画について、令和 6 年 3 月末のBSPの廃止に向けて新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に再編される令和 5 年 12 月 1 日付けで、BSPに規定されている外部制作比率に関する努力目標を削除し、再編後の新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）それぞれについて外部制作比率に関する新たな努力目標を規定するほか、NHKの衛星放送の「超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送」に係る放送番組の数の目標の変更等を行う。

【基幹放送普及計画第 1、1、(1)、イ及び第 3、2、(3) ア】

3 施行期日

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について適当である旨の答申を受けた場合は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 91 条第 5 項の規定に基づき、同告示を遅滞なく公示する予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 10 月 11 日（水）から同年 11 月 9 日（木）までの期間において実施済みであり、3 件の意見があった。

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について

令和5年11月15日
情報流通行政局

1. 外部制作比率に関する新たな努力目標の規定

- 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）では、外部制作事業者の企画・制作能力の活用を図る観点から、BSプレミアムについて外部制作比率に関する努力目標（目標①：総放送時間に占める外部制作委託及び国内共同制作の放送番組の放送時間が16%以上、目標②：総放送時間に占める企画競争等に付した外部制作委託及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組が50%以上）を規定している。
- 令和6年3月末のBSプレミアムの廃止に向けて新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に再編される令和5年12月1日付けで、BSプレミアムに規定されている外部制作比率に関する努力目標を削除し、新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）それぞれについて、外部制作比率に関する新たな努力目標を規定する。

1. 外部制作比率に関する努力目標を現行1チャンネル（BSプレミアム）から2チャンネル（NHK BS、NHK BSプレミアム4K）に拡大。
2. 外部制作事業者の制作機会を確保する観点から、より実効性のある努力目標に変更。
 - ① 努力目標の対象となる放送番組（分子）について、現行の目標では外部制作事業者に著作権が帰属しないものも含んでいるところ、外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。）に変更。
 - ② 外部制作事業者の活用が想定されないニュース番組及びスポーツ中継番組は除く。
3. 努力目標の具体的な外部制作比率は、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」取りまとめを踏まえ、
 - ① NHKが我が国放送全体のプラットフォームとしてコンテンツ産業の発展に資するため、中期的な努力目標として規定すべきであること
 - ② 特に新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に関しては、我が国4K放送の普及・発展を図るため、外部制作事業者に広く制作機会を確保し、人材育成やノウハウの蓄積を図ることによって、多種多様で質の高いコンテンツが制作されるようにしていくことが必要であり、NHKはその先導的役割を果たすことが期待されること
 - ③ 公共放送としての番組の質の担保という観点も踏まえつつ、努力目標として機能し得る数値である必要があること等の観点を総合的に勘案し規定。

新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）について、外部制作比率に関する努力目標を規定することとし、それぞれ15%以上・25%以上とする。

【参考1】 現行の努力目標との比較（放送時間ベース）

＜現行の努力目標（16%以上）ベース＞		＜変更後の努力目標（BS:15%以上、BSプレミアム4K:25%以上）ベース＞	
年間放送時間	1401.6時間以上	→	3000.3時間以上（BS:919.8時間以上、BSプレミアム4K:2080.5時間以上）
1日あたり平均	3.8時間以上	→	8.2時間以上（BS: 2.5時間以上、BSプレミアム4K: 5.7時間以上）

※現行と比較して2.14倍の増加。

【参考2】 英国BBCは、2003年情報通信法において、テレビ放送の年間放送時間の25%以上を外部制作事業者に割り当てる義務が課されている。

新BS2波 努力目標の対象取引

NHK

- 番組制作会社が著作権を保有 = 企画を発意し、制作責任を持つ(いずれもNHKと共同含む)委託番組が対象
- 番組制作会社による放送・配信・番組販売など多角的な展開、国内・国際共同制作の促進に貢献

		定義(番組制作会社との取引内容)	最終的な著作権の帰属	権料収入の配分
①	放送番組制作業務委託 (外部制作)	番組制作会社が企画提案しNHKが採択した番組につき、番組制作会社とNHKまたは関連団体の共同の制作統括の下に制作される番組につき、その制作業務を委託するもの	NHKおよび番組制作会社の共有	あり(NHKの定めた配分比率による)
②	国内共同制作	NHKと番組制作会社が双方で一定の費用を負担し、共同で番組を制作するもの	NHKおよび番組制作会社の共有	双方の権利行使範囲および権料収入配分を個別に規定
③	国際共同制作			
④	予約購入	番組制作会社が企画・制作する番組の放送権を制作・完成に先立って購入するもの	番組制作会社	※NHKは初回放送から一定期間、独占的放送権を有するが、番組制作会社の事業展開のため一時的な解除が可能

※現在の「外部制作比率」では、「予約購入」「国際共同制作」は含まれていない

※現在の「外部制作比率」における「企画競争」のうち、番組制作会社が企画提案するものは①に含まれる

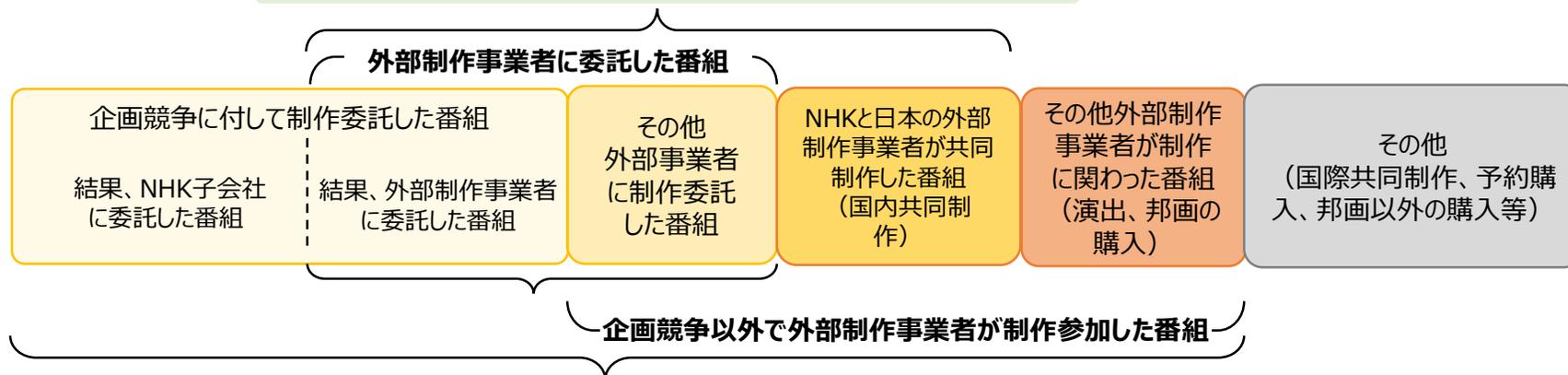
【参考】 現行の外部制作比率に関する努力目標

○ 現在、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）において、外部制作事業者の企画・制作能力を活用する観点から、BSプレミアムについて、外部制作比率に関する努力目標として2種類を規定している。

※ BS1(2K)及びBS4Kは対象外。

「BSプレミアム」に係る外部制作比率に関する努力目標（現行）

目標①：総放送時間の16%以上（外部制作委託+国内共同制作）



目標②：総放送時間の50%以上（企画競争+企画競争以外の外部制作参加）

「BSプレミアム」の外部制作比率の推移（実績値）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標①に係る実績値 (外部制作委託+国内共同制作)	19.9%	15.5%	15.7%	16.3%	17.3%	17.5%	20.3%	18.8%	21.8%	20.3%	19.9%	22.1%
目標②に係る実績値 (企画競争+企画競争以外の外部制作参加)	35.0%	35.6%	36.3%	37.7%	40.0%	41.7%	42.2%	43.7%	44.9%	44.5%	46.8%	47.2%

【出典】各年度の日本放送協会業務報告書

- 国民・視聴者の視聴スタイルの急速な変化を明確に意識して、デジタル時代においても放送コンテンツが国民・視聴者に確実に届くために、放送全体で速やかに対応していく必要。
- 特にNHKは、公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供することに加え、放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していくことが求められている。
- 本タスクフォースでは、国民・視聴者の視点に立ち、NHKと民放双方の放送コンテンツが効率的かつ効果的に届けられるようにするための「あるべき姿」の実現に向けた課題とその検討の方向性を提示。

①地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りが必要
- ✓ 中継局の共同利用の早期実現に向け、NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置
- ✓ 協議の場では、地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、中心的役割を果たすべき

②衛星放送における番組制作

- ◆ NHKの放送全体への貢献という役割を踏まえ、コンテンツ産業の重要なプレイヤーである外部制作事業者との連携が必要
- ✓ NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。)」を対象とする新たな目標を設定
- ✓ 本年12月の衛星放送の再編にあわせて、基幹放送普及計画(告示)を改正

③放送コンテンツのインターネット配信の推進

- ◆ 信頼性に裏打ちされた放送コンテンツに視聴者が触れることのできる環境の確立が必要
- ✓ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、国民・視聴者にとって、NHKと民放の放送コンテンツの「アクセス性」「一覧性」が確保できる環境を整備
- ✓ 「アクセス性」「一覧性」の確保の在り方について、放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置。実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に技術仕様を策定

④衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 地上放送と同様、国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りが必要
- ✓ 共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置
- ✓ 共同衛星の打上げを視野に、課題の整理とその課題解決方策について検討し、可能なものについて年度内を目途に中間報告

⑤国際発信の強化

- ◆ 我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、NHKと民放とが可能な範囲で協調し前向きに取り組むことが必要
- ✓ ①インターネット配信の強化、②コスト負担の軽減、③コンテンツ調達の在り方、④財源の在り方を含め、その課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置
- ✓ NHKが国際放送で培ってきた放送コンテンツの制作やローカライズ等のノウハウ・技術を放送業界全体で共有することについて検討
- ✓ 可能なものについて年内を目途に中間報告

- 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）においては、放送をすることのできる放送番組の数の目標を定めている。
- 令和6年3月末のBSプレミアムの廃止に向けて令和5年12月1日に新BS2K（NHK BS）及び新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に再編されることに伴い、NHKのBS放送の「超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送」（2K放送）に係る放送番組の数の目標を「1」に変更する。

放送番組の数の目標の変更

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標
 [1 略]

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標
 [(1)・(2) 略]

- (3) 衛星基幹放送
 - ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送 (4K・8K)	総合放送	全国	2 (BSプレミアム4K・BS8K)
超高精細度テレビジョン放送 以外のテレビジョン放送 (2K)	総合放送	全国	<u>2</u> (BS1・BSプレミアム) → 「1」(NHK BS) に変更

【参考】基幹放送普及計画の一部を変更する告示案に係る意見募集の結果

- 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案については、電波監理審議会への諮問に先立ち、令和5年10月11日（水）から同年11月9日（木）までの間、意見募集を実施。
- その結果、計3件（放送事業者1件、関連団体1件、個人1件）の意見が寄せられた。主な御意見の概要は、以下のとおり。

意見【意見提出者名】	意見に対する総務省の考え方
外部制作比率について	
<p>今回規定される衛星放送の新たな外部制作比率の努力目標は、再編後の「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」それぞれの役割や特性を踏まえたものであり、適切であると考えます。また、目標値（実績値）を算定するにあたり、対象の波の総放送時間からニュース番組及びスポーツ中継番組を除くことは、NHKが視聴者・国民のみなさまの関心に応えるニュースや国際情報、スポーツ、災害報道などの機動的な編成を行うことに資する規定であり、適切であると考えます。</p> <p>番組制作会社は公共放送を共に支えるパートナーであり、その役割は、新しい衛星2波でも変わりません。多様なスキルや専門性を持つ多くの番組制作会社と協力し、公共的価値の高い番組を制作・放送することにより、衛星放送の多様性を確保しつつ、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、視聴者の多様なニーズに応えていきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（以下「告示案」という。）に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>上記該当箇所に関し、ATPとしては、製作会社の企画製作番組が多く放送されていたNHK BSプレミアムの停波に伴い、新たな努力目標が設定されたこと、また、（ア）協会の衛星放送C項において、外部製作会社の「企画・制作能力を放送番組に活用」する意義を改めて明記していただいたことは歓迎すべきことである。</p> <p>今後もこのように、製作会社の役割が広く理解されるよう、引き続き総務省にはご尽力いただきたい。</p> <p>ただ、ATPとしては、日本のコンテンツ振興に資するために、今回の告示案の目標値はあくまで最低限の目標と捉え、今後の動向も踏まえて、さらに目標設定を上げていくなど、柔軟な対応を望む。総務省にはこの努力目標値をNHKがどう達成するのか、継続して注視することを求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）】</p>	<p>告示案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
その他	
<p>衛星基幹放送の箇所の項目G中にある「百分の二十五」は、「四分の一」にするべきである。なぜならば、約分して分子が1になる場合は、原則として約分した形で表記することが通例と考えられるからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>変更前の基幹放送普及計画第1、1、（1）、イ、（ア）、E、（B）においても割合の表記を「百分の五十」としており、それに倣ったものです。</p>

令和5年11月15日

BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定
(令和5年11月15日 諮問第36号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(庄司課長補佐、長沼係長)

電話：03-5253-5799

BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定

1 背景

総務省は、既に生じている空き帯域等を活用し、BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送（4K放送に限る。))の業務の認定を行うこととし、令和5年3月22日から同年5月31日まで申請を受け付けたところ、5者（5番組）から申請があった（2者（2番組）は申請後に申請を取下げ）。

2 審査の結果

絶対審査

申請のあった5者（5番組）については、申請後に2者（2番組）が申請を取り下げたことから、3者（3番組）について審査を行ったところ、すべての申請者が、

- ① 放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項
- ② 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）第3条
- ③ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第8条
- ④ 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2
- ⑤ 放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第6条及び別紙2

の各規定に適合するものと認められたことから、当該3者（3番組）を認定することとした。

上記のことについて、法第177条第1項第2号の規定に基づき、諮問する。

なお、申請の概要については別紙1、審査結果の概要については別紙2、認定することが適当と認められた申請については別紙3を参照。

3 今後の予定

認定を行うことが適当である旨の答申を受けた場合は、速やかに認定を行うこととする。

(別紙1)

申請の概要

○超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請（3者3番組）

	申請者名	主要株主（議決権比率）	番組名	番組概要	有料／無料
1	SCサテライト放送株式会社 （代表取締役社長 佐々木 良太）	ジュピターショップチャンネル株式会社(100%)	ショップチャンネル4K	ショッピング番組	無料
2	OCO株式会社（設立中） （発起人 サイディライト合同会社 代表社員 野田 聡司）	サイディライト合同会社(100%)	OCO TV	アジア映画、ドラマ、音楽、 日本の地域紹介番組	有料 （一部無料）
3	株式会社QVCサテライト （代表取締役 石原 収）	株式会社QVCジャパン(100%)	4K QVC	通信販売番組	無料

（注1）申請者名の五十音順に掲載。記載内容は申請時のもの。

（注2）サイディライト合同会社は令和5年8月に株式会社サイディライトに組織変更した。

（注3）株式会社東京通信グループは令和5年8月に申請を取り下げた。

（注4）株式会社WOWOWは令和5年9月に申請を取り下げた。

審査の概要

SCサテライト放送株式会社等申請のあった5者(5番組)については、申請後に2者(2番組)が申請を取り下げたことから、3者(3番組)について審査を行ったところ、すべての申請者が、別添のとおり、

- ① 放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項
- ② 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準(令和2年総務省令第9号)第3条
- ③ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条
- ④ 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2
- ⑤ 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第6条及び別紙2

の各規定に適合するものと認められたことから、当該3者(3番組)を認定することとした。

(別添)

審査基準	結果	
1 基幹放送局設備の確保可能性 【放送法第93条第1項第1号】 【放送法関係審査基準第6条(1)】	適	いずれの申請についても、基幹放送局提供事業者である株式会社放送衛星システムが提供する基幹放送局設備を利用することを予定しており、当該設備の使用に向けた調整が行われていること等から、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であると認められる。 また、申請者が希望する周波数は、衛星基幹放送の業務の用に供されていない周波数となることが見込まれる周波数であることから、周波数の使用が可能であり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できるものと認められる。
2 業務を維持するに足りる経理的基礎 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(2)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
(1) 事業開始までの所要資金の見通し 【放送法関係審査基準第6条(2)ア】	適	いずれの申請についても、事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであることから、適合していると認められる。
(2) 事業開始後の継続性 【放送法関係審査基準第6条(2)イ】	適	いずれの申請についても、事業収支見積りについては、各年度ごとの費用が適正に算出されており、収入についても合理的な予測を基に算出されているものと認められる。また、事業収支について、継続的な運営するための資金計画に妥当性があると認められる。
3 業務を維持するに足りる技術的能力 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(3)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
(1) 設備維持業務を確実に実施するための体制整備 【放送法関係審査基準第6条(3)ア】	適	いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務に用いる電気通信設備が、法令に定められた技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務を確実に実

		施するため、適正に要員を配置し、また、緊急時の連絡体制を整備していることから、適合しているものと認められる。
	(2) 設備維持業務従事者の実施能力 【放送法関係審査基準第6条(3)イ】	適 いずれの申請についても、設備維持業務に従事する者を実務経験及び事業実績等からみて当該業務を行うために必要な能力を有する者のうちから選任していることから、適合しているものと認められる。
4	業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合性 【放送法第93条第1項第3号】 【放送法関係審査基準第6条(4)】	適 下記のとおり、適合しているものと認められる。
	(1) 設備の破壊又は故障に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)ア】	適 いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務に用いる電気通信設備の破壊又は故障に対する措置について、法令に基づき適切な対策を講じていることから、適合しているものと認められる。
	(2) 衛星基幹放送の品質に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)イ】	適 いずれの申請についても、衛星基幹放送の送信方式について、法令に適合する適正なものとしていることから、適合しているものと認められる。
5	周波数使用基準への適合性 【放送法第93条第1項第4号】 【衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準第3条】 【放送法関係審査基準第6条(5)】	適 いずれの申請についても、使用するスロット数を40スロットとしており、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）に規定する要件を満たしていることから、適合しているものと認められる。
6	表現の自由享有基準への適合性 【放送法第93条第1項第5号】 【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第8条】 【放送法関係審査基準第6条(6)】	適 いずれの申請についても、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第5号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）に規定する要件を満たしており、適合しているものと認められる。
7	基幹放送普及計画、普及及び健全な発達への適合性 【放送法第93条第1項第6号】	適 下記のとおり、適合しているものと認められる。

(1) 「基幹放送普及計画」への適合性 【基幹放送普及計画第2】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
ア 番組調和原則への適合性（総合放送の場合） 【基幹放送普及計画 第2「1(1)」】	適	総合放送を行うこととしている申請については、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組のそれぞれを放送することとしていることから、放送番組の相互の間の調和を保つものと認められる。
イ 教育番組の編集及び放送の条件への適合性 【基幹放送普及計画 第2「1(2)」】 【放送法関係審査基準別紙2「9」】	適	教育番組の編集及び放送を行うこととしている申請については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにすることとしており、また、その放送の計画及び内容を予め公衆が知ることが出来るようにすることとしていることから、適合しているものと認められる。なお、学校向けの教育番組の放送は行わないこととしている。
ウ 災害に関する放送の実施 【基幹放送普及計画 第2「1(3)」】	適	いずれの申請についても、災害に関する放送を実施する体制を確保しており、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送を実施することとしていることから、適合しているものと認められる。
エ 学校教育を妨げる広告の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(4)」】	－	いずれの申請についても、学校向けの教育番組の放送を行うものではないことから、審査を要しない。
オ 独占供給協定の締結の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(5)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「12」】	適	いずれの申請についても、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこととしていることから、適合しているものと認められる。
カ 放送対象地域に向けた放送番組の制作 【基幹放送普及計画 第2「1(6)」】	－	いずれの申請についても、申請者が認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者ではないことから、審査を要しない。
キ 放送対象地域の住民の参画 【基幹放送普及計画 第2「1(7)」】	－	いずれの申請についても、申請者が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者で

		はないことから、審査を要しない。
(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標の充足 【基幹放送普及計画 第2-2】	適	いずれの申請についても、放送対象地域を全国としており、また、基幹放送の業務の認定を受けることについて、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に規定する、民間基幹放送事業者の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることの出来る放送番組の数の目標を充足することから、適合しているものと認められる。
(3) 「放送法関係審査基準 別紙2」の基準への適合性 【放送法関係審査基準第6条(7)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
ア 事業計画の実施確実性 【放送法関係審査基準 別紙2「1」】	適	いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務を行う体制、経理的基礎、技術的能力等を有しているものと判断できることから、申請に係る衛星基幹放送業務を実施することが確実であると認められる。
イ 放送番組の編集における各項目への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「2」】	適	いずれの申請についても、放送番組の編集の基準において、放送法関係審査基準別紙2「2(1)～(4)」のそれぞれに適合するように放送番組の編集を行うことを規定していることから、適合しているものと認められる。なお、成人向け番組の放送は行わないこととしている。
ウ 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「3」】	一	いずれの申請についても、教育的効果を目的とする放送を専ら行うものではないことから、審査を要しない。
エ 臨時放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「4」】	一	いずれの申請についても、臨時放送を行うものではないことから、審査を要しない。
オ 視聴覚障害者向けの放送の実施 【放送法関係審査基準 別紙2「5」】	適	いずれの申請についても、テレビジョン放送を行うに当たり、視聴覚障害者向けの放送として字幕放送及び解説放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。
カ 放送番組の編集の基準の策定及	適	いずれの申請についても、放送番組の種

び基準に従った放送の実施 【放送法関係審査基準 別紙2「6」】		別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定めており、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。
キ 放送番組の編集の基準の公表 【放送法関係審査基準 別紙2「7」】	適	いずれの申請についても、放送番組の編集の基準について、法令に基づき適切に公表することとしていることから、適合しているものと認められる。
ク 番組審議機関の設置 【放送法関係審査基準 別紙2「8」】	適	いずれの申請についても、放送番組審議機関を設置しているか、設置することとしていることから、適合しているものと認められる。
<再掲>ケ 教育番組の編集及び放送の条件への適合性 【基幹放送普及計画 第2「1(2)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「9」】	適	上記7(1)イに記載のとおり、教育番組の編集及び放送を行うこととしている申請については適合しているものと認められる。
<再掲>コ 学校教育を妨げる広告の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(4)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「10」】	一	いずれの申請についても、上記7(1)エに記載のとおり、審査を要しない。
サ 毎日放送義務への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「11」】	適	いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務について、毎日放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。
<再掲>シ 独占供給協定の締結の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(5)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「12」】	適	いずれの申請についても、上記7(1)オに記載のとおり、適合しているものと認められる。
ス 内外放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「13」】	一	いずれの申請についても、内外放送を行うものではないことから、審査を要しない。
<再掲>セ 災害に関する放送の実施 【基幹放送普及計画 第2「1(3)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「14」】	適	いずれの申請についても、上記7(1)ウに記載のとおり、適合しているものと認められる。
ソ 補完放送を行う場合の条件への適合性	一	いずれの申請についても、補完放送であって、テレビジョン放送の映像を伴うもの

【放送法関係審査基準 別紙2「15」】		以外のものの放送を行うものではないことから、審査を要しない。
タ 個人情報の保護体制の整備 【放送法関係審査基準 別紙2「16」】	適	いずれの申請についても、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインを遵守するための体制を確保していることから、適合しているものと認められる。
チ 有料放送の契約に関する体制整備 【放送法関係審査基準 別紙2「17」】	適	有料放送を行うこととしている申請については、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制を整備することとしていることから、適合するものと認められる。
ツ 試験放送の業務を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「18」】	一	いずれの申請についても、試験放送を行うものではないことから、審査を要しない。
テ マルチメディア放送による移動受信地上基幹放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「19」】	一	いずれの申請についても、マルチメディア放送による移動受信地上基幹放送を行うものではないことから、審査を要しない。
8 欠格事由への非該当性 【放送法第93条第1項第7号】 【放送法関係審査基準第6条(8)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
(1) 国籍等に係る欠格事由 【放送法第93条第1項第7号イ、ロ、ハ、ニ】	適	申請者が設立済みの法人である申請については、日本国の法人として設立登記されており、その特定役員が日本の国籍を有すること等から、該当しない者と認められる。 申請者が設立中の法人である申請については、日本国の法人として設立登記予定であり、就任予定の特定役員が日本の国籍を有していることから、該当しないものと認められる。

<p>(2) 放送法又は電波法による処罰経歴等の有無 【放送法第 93 条第 1 項第 7 号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル】</p>	<p>適</p>	<p>いずれの申請についても、申請者及びその役員について、放送法又は電波法による処罰経歴等はないことから、該当しないものと認められる。</p>
---	----------	---

認定することが適当と認められた申請【3者（3番組）】

申請者名	番組名等
SCサテライト放送株式会社 (代表取締役社長 佐々木 良太)	ショッピングチャンネル4K
OCO株式会社(設立中) (発起人 サイディライト合同会社 代表社員 野田 聡司)	OCO TV
株式会社QVCサテライト (代表取締役 石原 収)	4K QVC

(注1) 申請者名の五十音順に掲載。記載内容は申請時のもの。

(注2) サイディライト合同会社は令和5年8月に株式会社サイディライトに組織変更した。